

## 令和5年度第3回八戸市教育振興基本計画策定委員会会議録

【開催日時】 令和5年11月27日(月) 午後2時30分

【場 所】 市庁本館3階 第2委員会室

【出席者】 根城隆幸委員、戸田山みどり委員、島浦靖委員、佐々木宏恵委員、  
富岡朋尚委員、川本菜穂子委員、藤田俊雄委員、上村綾子委員

【事務局】 教育部長、教育部次長兼教育総務課長、教育部次長、学校教育課長、  
教育指導課長、社会教育課長、是川縄文館副館長、総合教育センター所長、  
こども支援センター所長、図書館副館長、博物館長、教育総務課職員

### 次第1 開 会

### 次第2 議 事

(1) 八戸市教育基本振興計画（一次案）について

【目次について】事務局から資料に基づき説明

【序章について】事務局から資料に基づき説明

【第1章について】事務局から資料に基づき説明

【第2章について】事務局から資料に基づき説明

【第3章について】事務局から資料に基づき説明

【第4章について】事務局から資料に基づき説明

◆委員

○語句の統一ということで、11ページの文章中には「学校種間の連携」という表現が使われていますが、12ページの一番上には「③校種間連携の充実」という表現が使われているので、どちらかに統一したほうがよいと思います。

◆事務局

○こちらにつきましては、再度担当課と確認した上で修正いたします。ありがとうございます。

◆委員

○文章の中に「一人一人」という表現が出てくるのですが、それぞれという意味であれば、漢字とひらがなが混じった「一人ひとり」のほうが適切ではないかと思っているのですが、いかがでしょうか。

◆事務局

○こちらにつきましては、国の教育振興基本計画や市の総合計画、そのほか市で使用している公用文の表記例集を参考にしており、それらの中では漢字の「一人一人」が使用しておりますので、それらと表記を統一しております。

◆委員

○わかりました、ありがとうございます。

○そのほか気になった点は、「DX（デジタルトランスフォーメーション）」という表現について、6ページに「DX（デジタルトランスフォーメーション）」について注釈が入っているので、6ページ以降は、カタカナ表記は省略し「DX」という表現でよいと思います。

◆事務局

○その他の掲載箇所も含めて検討いたします。

◆委員

○11ページの「施策の概要」の主な事業における、見出しの「・」と並列の「・」について、見間違えないように大きさを変えるなどしてはいかがでしょうか。

◆事務局

○ありがとうございます。見やすくなるよう修正いたします。

◆委員

○12ページの「③校種間連携の充実」のページを見て、多くの事業名の最後に「事業」と付く中で、「小・中学校ジョイントスクール」に「事業」が付いていない点が気になるのですが、いかがでしょうか。

◆事務局

○以前は「小・中学校ジョイントスクール推進事業」という事業名であったのですが、今は「推進事業」という表現は使用しておりません。

◆委員

○19ページの「生涯学習の充実」について、図書館や博物館、児童科学館等いろいろな施設に関する事業が記載されているのですが、美術館について記載されていないのはなぜでしょうか。実は、美術館のコンセプトを決める話し合い等に加わった事があり、美術館の現在のコンセプトも展示だけではなく、いろいろな人や芸術と関わる中で種まきしながら人を育てるようなものだったと記憶しております。美術館は小学校と連携して活動を行っていることや、生涯にわたる教育の場として美術館は大きな要素になると考えていることから、どうして美術館が含まれていないのかと疑問に思っています。

◆委員

○美術館も教育委員会の所管になるのでしょうか。

◆事務局

○所管は異なりますが、去年は美術館を活用して総合教育会議を開催するなど、事業の連携を行っています。したがって、市長部局の所管でも関連事業として載せられる事業がないかどうか改めて確認したいと思います。

◆委員

○5年という長い期間での計画なので、なんとか少しでも盛り込んでいただければと思います。

◆事務局

○余談ですが、美術館とスポーツに関して、かつては教育委員会の所管でしたが、現在の八戸市においては市長部局の所管です。なお、全国一律で美術館は教育委員会の所管ではないということではございませんので、誤解なさないようお願いします。

◆委員

○法律上では、美術館は博物館の一部だと思うのですが、なぜ八戸市の場合は教育委員会の所管から外れてしまっているのかお伺いします。

◆事務局

○八戸市としては組織全体の関係もあるものですから、いろいろな観点から総合的に判断した結果、現在の形になったということになります。予算の区分は教育費になっておりますが、事務を担当する部署が教育委員会の中だけになるのかどうかは、それぞれの自治体の判断ということになっております。

◆委員

○なるほど。全く関与しないわけではないということであれば、事業として掲載いただいたほうがよいのではないのでしょうか。

◆事務局

○11ページからの第3章における主な事業については、あくまでも教育委員会所管の事業ということで考えておりますので、基本計画本編では掲載できないと判断しております。

◆委員

○おそらく御存じだと思うのですが、美術館に学校連携コーディネーターが入っており、関連する事業はいろいろ実施しているかと思しますので、確認いただいた上で関連事業として掲載するとよいと思います。

◆委員

○11ページ、「②主体的・対話的で深い学びを実現する授業の展開」の文章について、「市立小・中学校」という表現が使われておりますが、市立全小・中学校なのか、あるいは私立を除いた市立小・中学校なのか、確認していただきその他の部分と表現を統一してはいかがでしょうか。

◆事務局

○個別の事業について、「市立全小・中学校」という表現で全て正しく通るかどうか事業対象を確認している最中ですので、確認が取れ次第、適宜修正したいと思います。

◆委員

○21ページと22ページの主な事業について、21ページには「文化財の収集・保存・調査・活用」、22ページには「歴史資料の収集・整理・保存・活用」と表現を区別しておりますが、よろしいでしょうか。博物館の文化財と図書館の歴史資料との違いで区別しているのだらうと思いますが、可能であれば統一したほうが分かりやすいと思いますので、御検討をお願いします。

◆事務局

○検討させていただきます。

◆委員

○21ページ、「②文化財・名勝等の保存管理、活用の充実」の中に、具体的な名称として種差海岸が挙げてありますけれども、登録有形文化財も教育委員会の所管になるのでしょうか。

◆事務局

○登録有形文化財は建造物を所有している部署の所管ですので、登録有形文化財を全て一つの部

署で所管しているわけではないです。具体的には、更上閣はまちづくり推進課ですが、旧河内屋橋本合名会社は市役所の所有ではないものとなっております。

**◆委員**

○なるほど。そうしますと、所有していない登録有形文化財は調査や活用の対象とはしないということでしょうか。

**◆事務局**

○ただし、今の旧河内屋橋本合名会社は、まちづくりの分野や観光の分野で、こういう文化財がありますという紹介等はしていると思うのですが、お金を出して修理することはしてないと思います。

**◆委員**

○所有者が歴史のある建造物の所有を放棄するかどうかという問題がこれから徐々に出てくるのではないと思うのですが、その点に対して教育委員会では積極的に収集するなど考えていないのでしょうか。

**◆事務局**

○そういった話は度々お伺いするのですが、そのような建造物について、教育委員会が主導して保存・活用・調査することは莫大な経費がかかりますし、かなり難しいのではないかと思います。例えば、所有者の遺族がいる場合は相続など様々な問題が絡むことも想定されますので、その点につきましてははっきりと回答することはできません。

**◆委員**

○なるほど。もし市の管轄になった場合は、市が主導して保存・活用・調査を行うということなのですね。わかりました。

**◆事務局**

○その場合も教育委員会ではなくて、建造物の性格的なものを考慮した上で、それに属する部署が管理していくというのが従来の流れです。御存じだと思うのですが、登録有形文化財とは触れてはいけないものではなくて、積極的に活用するという目的があります。例えば、更上閣等も修理しながら集会場として使用しているので、その建造物の活用に相応しい部署が所管するという考え方になります。

**【主要事業一覧（一次案）について】事務局から資料に基づき説明**

#### ◆委員

○目次のあとに、事業の掲載順について説明が加わったことはよいと思います。

○事業一覧の10ページ、「小・中学校スポーツ・文化的活動支援事業」の事業概要について、「八戸市地域スポーツ文化活動検討協議会」を設置した旨を追記してはいかがでしょうか。

例えば、次のページにある「コミュニティ・スクール推進事業」の場合、「地域学校連携協議会」(学校運営協議会)を設置した旨を記載しているので同様の表現にするとよいと思います。

#### ◆事務局

○ありがとうございます。ただし、八戸市地域スポーツ文化活動検討協議会はあくまでも、部活動が地域移行するに当たって設置した検討委員会になります。ここで説明している「小・中学校スポーツ・文化的活動支援事業」は地域移行も含みますが、それ以外にも外部指導者の予算確保等を含む事業全般を示しておりますので、検討委員会を設置する旨を明記しますと、本事業が地域移行に特化したものになってしまう形になるので、事業概要には明記していないという状況です。

#### ◆委員

○わかりました。

#### ◆委員

○事業一覧の9ページ、「No.49小学校英語専科指導教員研修会」の担当部署は教育指導課ですが、「No.50教職員研修事業」及び「No.6国際理解教育・英語教育推進事業」は担当部署が総合教育センターになっているのですが、なぜこういう役割分担になっているのでしょうか。なぜ全て総合教育センターではないのかという意味合いですが、なにか理由はありますか。

#### ◆事務局

○「No.49小学校英語専科指導教員研修会」は教育指導課が担当しているのですが、小学校の英語専科を担当している指導主事が教育指導課に所属しているためです。

#### ◆委員

○なるほど。英語専科指導教員はALTとは異なり日本語を母語とされる方でしょうか。

#### ◆事務局

○お見込みのとおりです。

#### ◆委員

○事業一覧の4ページ、市長部局関連事業「”おすすめ！”キッズブック事業」の事業概要に、「八戸ブックセンター、図書館、こどもはっち、学校司書等の協力を得て」という文章が書いてあります。

それを踏まえて、「No.19マイブック推進事業」でも同様に、八戸ブックセンター、八戸高専、学校司書と連携してブックリストを作成し、そのリストに基づいてブックトーク等を実施しておりますので、せっかくですから、そのことも記載していただけると良いのではないかと思います、いかがでしょうか。

#### ◆事務局

○検討させていただきます。

#### ◆委員

○事業一覧の4ページ、「No.24読み聞かせボランティアの育成」について、私も図書館が大好きで利用しているのですが、「八戸子どもの本研究会」をネットで見ても興味があり、昨年何回か参加してみました。とても和気あいあいとしていて、参加者が順番に楽しく本の紹介をする会なのですが、参加者の顔ぶれが固定化・高齢化している印象を受けました。絵本が好きな人たちはたくさんいるのに、なかなか敷居が高くて行けない雰囲気がある要因として、「研究会」という名称が1つ考えられると思います。

今後読み聞かせボランティアを増やすために、もう少し幅広くいろいろな方に参加していただけるような柔らかい名称にするとか、そういう雰囲気を伝える機会を設けるとか、そういう工夫が必要ではないかと思っているのですが、いかがでしょうか。

#### ◆事務局

○参加いただきましてありがとうございます。確かに参加者が固定化している点につきましては、長年懸念している事項でもありましたが、名称によってそういう印象を受けているという意見は初めて伺ったので、検討の余地があると思います。開催方法につきましても、もう少し何か変えてできないかという検討を始めるところです。

別の団体が毎年開催している「読み聞かせ講習会初級者編」では、定員50人に対してほとんど満員になっている状況であり、それを考慮すれば、やはり開催方法や時期の見直しも必要だと考えており、これから検討を始めようとしておりましたので、貴重な御意見ありがとうございました。

#### ◆委員

○実は「一般社団法人日本子どもの本研究会」という大きな組織がありまして、こちらの名称ですと、私は最初当該組織の八戸支部なのかと思いました。しかし、そういうわけではないと伺い、こちらの名称はそういう意味でも若干紛らわしい印象を与えるのではないかと思います。

また開催の時期や日程についてです。私も、「八戸子どもの本研究会」に参加したいと長年思いつつ、平日の午前中の開催されているため、日中に勤務があるとなかなか休みを取ることができず参加できていないのが現状です。現実問題として日中の昼間に参加できる方は、主婦や定年退職をされた方、その曜日たまたま定期的に休みを取れる方ぐらいになってしまうかと思います。特にもし女性だけに偏りがちなところを、男性あるいは現役世代に裾野を広げるのであれば、何回かに一度は土曜日とか日曜日の開催を検討していただけると助かります。

#### ◆委員

○事業一覧の11ページ、市長部局関連事業「(仮称) こどもモニター制度」について、前回の策定委員会にて学校に負担が掛からないようにという発言をしたところですが、その気持ちをくんでいただいて大変ありがとうございました。しかし、資料を読んでも、子どもから市政についての意見を吸い上げる施策だとは思ったのですが、事業内容がよく分からないので、分かるように説明をしてほしいと市長部局担当課に伝えてほしいと思います。

どのように子どもが関わるのか、学校が関わらないのであれば、どのような方法で実施するか等、具体的なやり方が見えないと感じます。おそらくタブレットなどを用いた方法で実施するのではないかと考えておりますが、高校3年生までを対象ということで、人が足りないから誰か集めてくれないかとかという依頼が学校に来なければいいと思っているので、そういった部分の連携を図っていただければ助かります。

#### ◆委員

○私も事業概要を拝見した時に、どのように募集をするのか、応募が殺到したときにどのようにモニターを100名程度にするのかということを疑問に思いました。また、対象に高校生と記載がありますが、八戸市在住の高校生なのか、それとも八戸市内の高校に通っている高校生なのか等も疑問に思っています。私が勤務している学校は高専ですが、3年生までは高校生と同じ学年なので、高専生は参加できるのか等いろいろ考えてしまいました。ですので、もう少し募集方法や運営方法が分かるとよいと思います。

#### ◆事務局

○(仮称)と書いてあるとおり新規事業ですので、担当課もまさにこれから事業設計をしていくところであるかと思っておりますので、今いただいた御意見も伝えておきます。

#### ◆委員

○関連して、市政に対して対象者全員モニターを実施する旨の記載がありますが、学校教育など子どもたちにももう少し身近な話題について意見を聴くものだとは捉えていたのですが、いかがでしょうか。

#### ◆事務局

○市教育委員会からお願いし、アンケートの内容の中に教育に関することを入れてもらおうと考えております。おそらく子ども家庭庁の指示を受けて実施するものだと思いますが、市教育委員会が同じことを実施しても無駄な部分が多いことから、こちらの要望を少し取り入れてもらい一度に済む形で実施していただくことで考えております。

#### ◆委員

○市政となると社会人にとっても非常に幅広くて、ましてや子どもたちからどこまでいろいろな

意見が出てくるのだろうかと思いながら、意見を収集するのが大変だという印象を受けています。  
○こども家庭庁の中でも、子どもの居場所づくりは非常に大きな話題の一つになっており、特に放課後の居場所として放課後児童クラブがあります。長者小学校が今年度から開設したということですが、学校施設の整備の中で、長寿命化の推進と同時に、放課後児童クラブを推進するような施設改修を入れたほうがよいと思います。おそらく今後こども家庭庁でそういう動きが出てくるとしますので、ぜひ検討していただきたいという要望です。

○また、「No.50教職員研修事業」について、苦情を言う保護者が多くなってきており、学校の管理職及び教員も大変だろうと思います。苦情が来た時に法的な解釈を持って対応できるようにするため、当該事業の中で管理職を対象に法規研修会を実施したほうがよいと思います。

#### ◆委員

○校長会の中の校長研修講座として、法規に関する講座を開催しており昨年受講しました。法律事務所の弁護士から講演していただいていたほか、年中、必要に応じて学校から申込みをすると、相談に乗ってくれる体制を整備いただいていますので、大変力強いと思っています。

#### ◆事務局

○補足になりますが、昨年度、校長先生全員を対象に、弁護士を招き研修を行いました。研修の中身は、前半は講義ですが、後半は各校長先生に事前にアンケートを取った中から、具体例をいくつかピックアップした上で対処方法について説明をしていただくという内容でした。委員御指摘のとおり、一回実施したから終わりではなくて、今後も継続していきたいと考えております。また、管理職だけではなく、教職経験12～13年ぐらいの学校の中核になってくる教員も対象に、同じ弁護士を招き講演等しましたので、引き続き力を入れていければよいと思っています。

#### ◆委員

○13ページ、「No.72番児童科学館改修事業」について、事業概要の最後に、「時代に則した科学館に整備する」という文章があり大変心強いと思います。児童科学館については施設そのものも、中にある展示物も老朽化しているということで、事業者が長年苦勞して継続してきたと思います。プラネタリウムも部品がなく修繕できずにしばらくの間停止したり、トイレも和式の状態だったり、クーラーがなかったり等、様々苦勞して運営されてきました。まだ先が見えない状況かもしれませんが、大雑把にどのような計画でやっていくのかを教えていただければ大変助かります。

#### ◆事務局

○大きな予算がかかる事業であるため、これから関係課と検討しながら進めていく必要もありますし、また国のいろいろな補助事業を積極的に活用しようと検討しているところです。現状、トイレが和式であるほか、エアコンが一部プラネタリウムのところしか設置されていない状況であるため、まず施設として、今年度末から来年度にかけてトイレの改修及び全館エアコンが使えるよう空調設備の整備をしていきたいと考えております。そのほか、プラネタリウムや2階にある様々な展示コーナーにつきましても、今後修繕及び改修をしていく方向で計画を立てているとこ

ろです。

最後に御質問にもありました、「時代に即した」という点につきましては、プログラミング等を活用しながら、子どもたちだけでなく一緒に来館する大人も楽しめるような夢のある科学館にしていければと思っております。

#### ◆委員

○9ページ、市長部局関連事業「教育関係者等研修会開催事業」について、教育関係者を対象に男女共同参画に関するテーマの研修会を開催するとあるのですけれども、現場で教育に携わっている立場としては、男女共同参画に対する意識啓発の一番大事なポイントは保護者だと思っているので、本当は保護者を含む一般市民に対して実施していただきたいと思っています。

○12ページ、「No.58公民館講座の開催」について、各種講座の中に「女性学級」というのがあるのですが、具体的な内容がどのようなものかということと、男女共同参画的な視点から見ると不思議な文言が使われている印象を受けますが、そのあたりいかがでしょうか。

#### ◆事務局

○「女性学級」につきまして、実際にどういった講座を行っているかということですが、マタニティビクスや産前産後の運動のほか、一般的な趣味等について講座を開催しています。委員御指摘のとおり、「女性学級」という名称は時代に逆行するような印象を受けるかと思いますが、中には「女性学級」という名前が付いていることで、女性に限定されていることが明確になり安心して参加される方もいるという事実がございますので、こちらの名称は引き続き使ってまいりたいと考えております。

○それから、事業一覧に詳細に明記しておりませんが、「市民大学講座」とおして、一般市民向けに男女共同参画に関連した講座を毎年一回は必ず開催しているところです。

#### ◆委員

○ありがとうございます。現実問題として、やはり男女共同参画が十分出来ていない現状を考えると、女性が保護されている場が欲しいというニーズが非常に強いというのもよく分かりますので、それも含めて反映出来るような名称だとよいと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

#### ◆事務局

○今後検討させていただきます。

#### ◆事務局

○戻るのでございますけれども、先ほど委員から御質問がありました、基本計画の21、22ページにある、博物館と図書館の事業名における表現が違う点について、法律上の観点から回答します。

博物館法には、博物館3原則があり、集める・調べる・伝えるとなっております。集めるとは法律上「収集・保管」と表現されています。「保管」は鍵をかけるという意味で、これは通常使用

せず、あくまでも今は科学的に材質変化をさせずに未来永劫残すという意味で「保存」という言葉を使います。続いて、調べるとは法律上「調査研究」と表現されています。そして、伝えるとは法律上「展示・公開」と表現されています。基本計画では「収集・保存」及び「調査」はそのまま使用し、伝えるという部分はまとめて「活用」という言葉に置き換えています。

一方、図書館における歴史資料とは文字、つまり紙資料になります。博物館の場合は、文字や美術工芸品などいろいろな物が素材として対象になります。元々図書館法には「調査」という言葉は使われておりません。あくまでも「整理」という言葉が使用されており、整理することによって調査研究したい人に対して提供するということが、図書館の目的になります。したがって、「整理」は図書館用語、「調査」は博物館用語という性格上の違いがあるので、統一するのではなく、引き続き当該表現を使用したいと思います。

## (2) その他

### ◆事務局

○今後のスケジュールについて説明。

## 次第3 閉 会

(午後3時42分終了)